- ① 警察行政手続サイトからオンラインによる届出をすることができます

1	警察行政手続サイ	トから	オンライ	ンによる届出を	することができ	きます						
	窓口における届出			店舗営業の場所	を管轄する警察	累署です						
5	引記様式第14号	- の 2	(第14条の	の 2 関係)						(′
	資料区分	1 8			受理年月日	5. 令和	1	年	İ	月	-	日
	受理警察署	1 1	; ; (署)								

仮設店舗営業届出書

古物営業法第14条第1項ただし書の規定により仮設店舗における営業の届出をします。 仮設店舗において古物営業を営む3日前までに届出なければなりません

●●● 公安委員会 殿

許可証番号

月 日 提出日を記載→

営業場所を管轄する公安委員会

届出者の氏名又は名称及び住所

氏名、住所を記載(法人の場合は、名称、住所、代表者名)

氏	可年	名	3. 輛 4. 輛 5. 每					
1	日	時	5. 今和 0:6 年 0:1月 0:1日 から 5. 令和 0:6 年 0:1月 0:1日まで 年度 10時00分から 年度 8時00分まで					
	場	所	都道 市区 開催場所を管轄する警察署 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :					
2	日	時	5. 令和 : 年 : 月 : 日 <					
	場	所	(悪い例) 都道 市区 開催場所を管轄する警察署 千葉 府県 千葉市中央 町村 (署) 長洲1丁目付近 * 住所地が特定できていないので×					
3	日	時	5. 令和 : 年 : 月 : 日まで 生複 時 分から 年複 時 分まで					
	場	所	(悪い例) 都道 開催場所を管轄する警察署 ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !					
4	日	曲	5. 令和 : 年 : 月 : 日 から 5. 令和 : 年 : 月 : 日まで] 午前 時 分から 午後 時 分まで					
	場	所	都道 市区 開催場所を管轄する警察署 ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !					

記載要領

- 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

場所を管轄する警察署は、 県警ホームページで確認し てください

- ① 警察行政手続サイトからオンラインによる届出をすることができます② 窓口における届出は、原則、仮設店舗営業の場所を管轄する警察署です